

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	市民生活部 環境事業センター	
契約締結年月日	令和8年4月1日	
業 務 名	昭和苑運転管理業務委託	
業 務 の 概 要	昭和苑における施設の運転管理業務（運転操作、監視、保守点検その他の場内作業）	
契約金額（税込）	45,474,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	名東クリン工業 株式会社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	昭和苑は供用開始46年になる老朽施設であり、特殊な施設を熟知し効率的かつ安定的な運転が求められ、水質汚濁防止法で定められている放流水基準値以下にするため、適切な運転管理が要求される。名東クリン工業（株）は開設当時から運転業務に携わり施設の状態を熟知し、また操作技術を蓄積しており、当該業務を委託するのが適切と認められるため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部環境事業センターです。